

文献解題：Der Kultusminister des Landes  
Nordrhein-Westfalen, „Schulmitwirkung auf dem Prüfstand  
—Auswertung einer Umfrage unter Eltern,  
Lehrern und Schülern“, 1983.

筑波大学大学院 柳 澤 良 明

はじめに

西ドイツ、ノルトライン・ヴェストファーレン州の文部省から、同州において施行されている「学校制度における参加に関する法律」（以下、「学校参加法」とする）の施行結果に対する関係者の評価をまとめた2冊の報告書が出された。『学校経営研究』第12巻では、このうちの1冊である『学校参加法に関する経験報告』（Erfahrungsbericht zum Schulmitwirkungsgesetz）を紹介した。

本稿では、引き続いて、もう一冊の報告書『施行段階における学校参加——父母、教員、生徒へのアンケートの評価』（Schulmitwirkung auf dem Prüfstand ——Auswertung einer Umfrage unter Eltern, Lehrern und Schülern）を紹介することにする。

ここで、これら2冊の報告書には次のような関係がある。前回取り上げた『学校参加法に関する経験報告』は、①学校監督官庁の得た経験、②学校生活に関与している諸団体の態度表明、③父母、教員、生徒に対する任意抽出法による意見調査の結果、という3点に基づいて作成されていた。本稿で取り上げる報告書『施行段階における学校参加——父母、教員、生徒へのアンケートの評価』は、「③父母、教員、生徒に対する任意抽出法による意見調査の結果」のもとになったアンケートの結果をまとめた報告書であり、学校教育の直接の関係者である父母、教員、生徒の「学校参加法」に対する評価が、具体的に紹介されている。『学校参加法に関する経験報告』では、このアンケート結果の要点がまとめられ、若干の考察が加えられていたのである。

こうしたことからわかるように、報告書『施行段階における学校参加——父母、教員、生徒へのアンケートの評価』を紹介するということは、父母、教員、生徒へのアンケートの結果について紹介することになる。ここでは、とくにこのアンケート結果における父母の学校経営参加に関する部分を中心に紹介することにする。

I. 「学校参加法」における参加組織と報告書の概要

ノルトライン・ヴェストファーレン州の「学校参加法」においては、父母、教員、生徒による学校経営参加あるいは教育行政参加について規定されており、これらの参加活動は図1<sup>(1)</sup>に示すような参加組織において行われている。

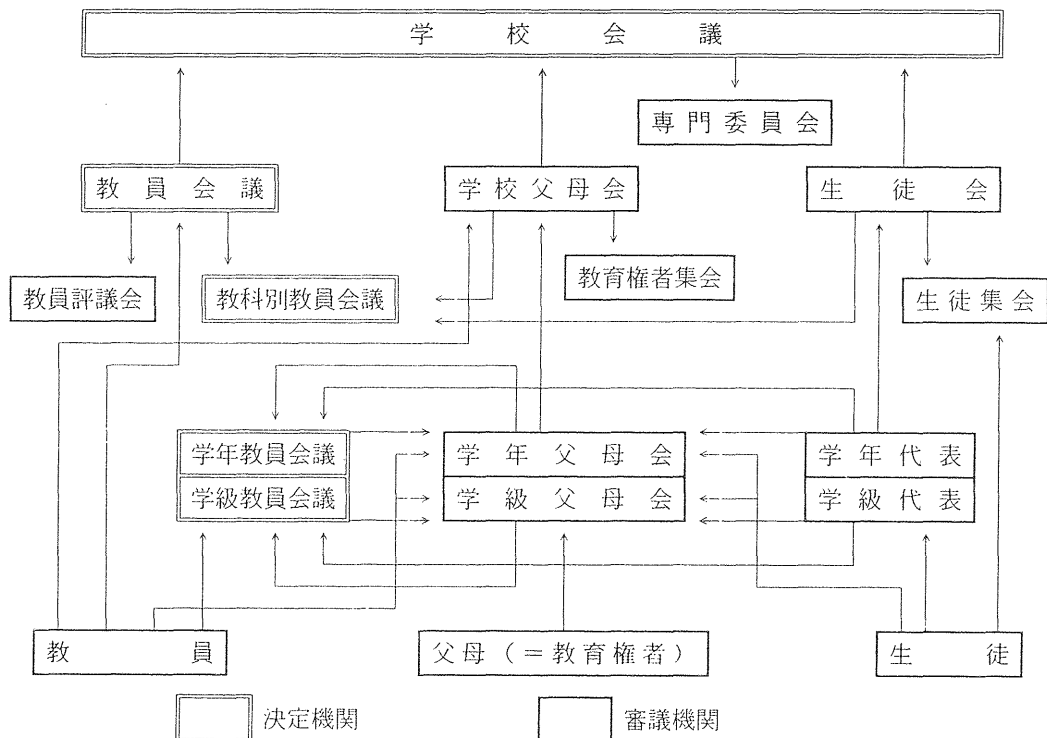


図1. 教員，父母，生徒の参加組織の構造

本報告書では、これらの参加組織およびこれらの参加組織における父母、教員、生徒の参加活動に対する評価が、全体的に、あるいはそれぞれの参加組織についてまとめられている。報告書の内容を示すと、以下ようになる。

- 1 アンケートの目的
- 2 調査方法
- 3 アンケートの実施
- 4 回収率とランダムサンプルの記述
- 5 参加代表の社会図式的特徴
- 6 アンケートの結果
  6. 1 学校参加における様々な領域の重要性
  6. 2 参加可能性の活用
  6. 3 参加者の情報状態ならびに情報改善の可能性
  6. 4 参加可能性全体に対する満足度
  6. 5 学校参加法の特別な領域に関する態度と評価
    6. 5. 1 学校会議の有効性
    6. 5. 2 授業の問題における父母と生徒の関与

- 6. 5. 3 授業訪問の権利の利用の重要性と頻度
- 6. 5. 4 学級父母会における参加の高さ、ならびに不参加の理由
- 6. 5. 5 学校父母会に関する意見
- 6. 5. 6 参加における生徒の活動、ならびに生徒代表の立場に関する結果
- 6. 5. 7 各々の参加機能における父母代表、教員代表、生徒代表の満足度
  - a) 学校会議の構成員としての満足度
  - b) 教科別教員会議の構成員としての満足度
  - c) 学級父母会の構成員としての満足度
  - d) 学校父母会議長としての満足度
  - e) 生徒会長としての満足度

## 7 参加可能性全体の満足度と学校参加の他の変数との間の関係

まずアンケートは、学校生活の直接的な関係者（父母代表、教員代表、生徒代表）による学校参加法に関する経験を得るという目的のもとで、「学校参加法」が実践においていかなる価値を有するかの判定を下すいくつかの情報源のうちの一つを示すという意義を持ち、そのために量的な類いの認識を得るということが課題となっていたのである<sup>(2)</sup>。

これは、1978年に「学校参加法」が施行されてから5年が経過した時点で、同法の有効性を判断する上において、関係者の同法に対する評価を一つの情報源として用いるということである。そのため収集された実証的なデータをまとめたものが、本報告書なのである。

調査は、ノルトライン・ヴェストファーレン州において、280人の校長、560人の教員、1450人の父母、そして650人の生徒を対象にして、7つの学校形態（基礎学校、基幹学校、実科学校、ギムナジウム、総合制学校、職業教育の学校、特殊学校）に分けて行われた<sup>(3)</sup>。

アンケートの回収率は、各学校形態においてそれぞれ、校長では90～100%、教員では84～94%、父母では73～90%、そして生徒では70～85%と高くて、これは学校経営参加に対する関係者の意識の高さを示していると言えるだろう。

以下、Ⅱでは、こうして行われたアンケートの結果を具体的に見ていくことにする。

## Ⅱ. アンケートの結果

ここでは、報告書にまとめられているいくつかの具体的なデータを紹介し、そのデータについて若干の考察を加えることにする。ただし、項目として、次の3つを選ぶことにする。

- ①参加可能性の活用（6. 2）<sup>(4)</sup>
- ②学校会議の有効性（6. 5. 1）<sup>(5)</sup>
- ③授業の問題における父母と生徒の関与（6. 5. 2）<sup>(6)</sup>

まず、「①参加可能性の活用」では、父母代表がどの程度参加の機会を活用しているかが示され、「②学校会議の有効性」では、学校内の最高意思決定機関である「学校会議」がどのように評価さ

れているかが示されている。そして、「③授業の問題における父母と生徒の関与」では、専門的な問題の関与について父母と生徒はどのように評価しているかが示されている。

これらの項目は、どれも「学校参加法」における父母の学校経営参加の実態をよく表していると考えられるからである。

### 1. 参加可能性の活用

まずここでは、父母が参加の可能性をどれくらい利用しているか、また、もし利用していないとすれば、それはなぜなのかが明らかにされている。

これに関しては、「1) 参加可能性を十分に利用しているか」、また「2) 十分に利用していない理由は何か」という問いがなされ、この前者の問いには、「はい」か「いいえ」で回答することが、また後者の問いには、

- a) 「関心があまりにも少ない」
- b) 「本当の対話があまりにも少ない」
- c) 「事実に関する知識があまりにも少ない」
- d) 「時間と金があまりにもかかり過ぎる」
- e) 「校長や教員による支援があまりにも少ない」
- f) 「不利になることに対する不安がある」

という6つの選択肢から2つを選ぶことが、それぞれ求められた。この結果を示したのが表1<sup>(7)</sup>である。

表1 父母による参加可能性の利用度(%)

		基礎学校	基幹学校	実科学校	gymnasium	総合制学校	職業教育の学校	特殊学校	合計
N		141	176	188	229	222	98	144	1198
1) 十分に参加可能性を利用している	はい	49	45	46	46	48	36	54	47
	いいえ	51	55	54	54	52	64	46	53
2) 十分に利用していない理由	a)	50	61	35	30	36	55	61	45
	b)	18	19	29	37	28	22	13	25
	c)	50	52	46	39	43	56	50	47
	d)	9	6	12	13	15	3	17	11
	e)	6	6	8	8	14	7	6	8
	f)	21	13	28	19	18	17	6	18

このように、「参加可能性を利用している」と答えた父母はどの学校形態においてもほぼ半数でしかない。また、参加可能性を利用していない理由としては、a) 「関心があまりにも少ない」および、c) 「事柄において知識があまりにも少ない」が、どの学校形態においても回答の多くを占

めている。

この理由のうち、c)「事柄において知識があまりにも少ない」という状況は、a)「関心があまりにも少ない」という状況を生み出す原因となる可能性が大きいので、これら2つが、参加可能性を利用していない理由として同時に挙げられるということは、注目すべきことであるといえる。

## 2. 学校会議の有効性

続いて、「学校会議」に対する評価が、以下のような「学校会議に対する意見」についての評価において明らかにされている。ここでは、「学校会議の決定ないしはその透明性」に関して、

1. 学校会議は学校の決定をよく見えるようにしている、
  2. 教員、父母、生徒は彼らの観点から学校の決定に対して影響を行使することができるので学校会議によって学校の決定はより適切に行われ得る、
  3. 学校会議はそれ自身クラブであり、学校会議の構成員でない教員、父母、生徒はそこで起こることを知らない、
  4. 学校会議の構成員は彼らによって代表される集団の意見についてあまりにも気にかけなすぎる、
- という4つの問いと、「学校会議の内部での具体的な活動」に関して、

1. 教員、父母、生徒の共同の議論によって、共同の責任感とパートナーシップ的な協力が強まる、
2. 教員が彼らの情報上の優位さに基づいて自分たちの意見を貫徹する、
3. 学校会議の会議に十分に心構えをし、自分自身の意見を形成するうえで、審議資料はしばしば十分ではない、

という3つの問いの合計7つに対して、それぞれ

- a) 「ひじょうに、および相当あてはまる」
- b) 「いくぶんあてはまる」
- c) 「あまり、および全くあてはまらない」

という3つの選択肢が与えられ、その結果は表2<sup>(8)</sup>と表3<sup>(9)</sup>とに示すとおりである。

まず表2の結果から見てみると、「1. 学校会議は学校の決定をよく見えるようにしている」において、平均して9割の父母が、a)「ひじょうに、および相当あてはまる」および、b)「いくぶんあてはまる」と評価している。これに対してa)「ひじょうに、および相当あてはまる」および、b)「いくぶんあてはまる」と評価している教員は、3分の2しかいない。また、「2. 教員、父母、生徒は彼らの観点から学校の決定に対して影響を行使することができるので学校会議によって学校の決定はより適切に行われ得る」においても、平均して9割の父母が、a)「ひじょうに、および相当あてはまる」および、b)「いくぶんあてはまる」と評価しているのに対して、教員はやはり3分の2しか、a)「ひじょうに、および相当あてはまる」および、b)「いくぶんあてはまる」と評価していない。このことから、父母による実際の学校会議の運営に対する評価と職員によ

る実際の学校会議の運営に対する評価との間には相違が見られることは明らかであり、すなわち、この結果から教員は父母ほどは実際の学校会議に意義を認めていないということがわかる。

続いて、「3. 学校会議はそれ自身クラブであり、学校会議の構成員でない教員、父母、生徒はそこで起こることを知らない」において、a)「ひじょうに、および相当あてはまる」および、b)「いくぶんあてはまる」と評価している父母が半数、また、教員においても半数いるということ、とくに非構成員の父母において、a)「ひじょうに、および相当あてはまる」に属する父母が構成員の父母よりも多くなっていることは、学校会議とそれぞれの参加集団の参加組織との連携があまり緊密ではないということを示唆する。

また、「4. 学校会議の構成員は彼らによって代表される集団の意見についてあまりにも気にかねすぎる」においては、父母の3分の1が、a)「ひじょうに、および相当あてはまる」および、b)「いくぶんあてはまる」と評価していること、また非構成員の父母において、a)「ひじょうに、および相当あてはまる」に属する父母が構成員の父母よりも多くなっていることから、ここでも最高決定機関としての学校会議が必ずしも父母集団の参加組織と緊密な関係にあるとはいえないことがわかる。

次に表3の結果を見てみると、「1. 教員、父母、生徒の共同の議論によって、共同の責任感とパートナーシップ的な協力が強まる」において、9割以上の父母が、また教員においても4分の3が、a)「ひじょうに、および相当あてはまる」および、b)「いくぶんあてはまる」と評価しており、学校会議が「学校の民主化」においてきわめて意義の高い参加組織であることを関係者も認めていることがわかる。

また、「2. 教員が彼らの情報上の優位さに基づいて自分たちの意見を貫徹する」では父母も教員もその3分の2が、a)「ひじょうに、および相当あてはまる」および、b)「いくぶんあてはまる」と評価しており、「学校会議」では教員の主導権が強いことをうかがわせている。

さらに、「3. 学校会議の会議に十分に心構えをし、自分自身の意見を形成するうえで、審議資料はしばしば十分ではない」において、4分の3の教員が、c)「あまり、および全くあてはまらない」と評価している一方、半数の父母が、a)「ひじょうに、および相当あてはまる」および、b)「いくぶんあてはまる」と評価していることから、「学校会議」における父母の情報状態があまり良くないことがうかがえる。

表2 学校形態に対する意見(その1) (%)

SL=校風、E=父母 L=教員、S=生徒	基礎学 校	基 幹 学 校	実 科 学 校	ギ ム ナ ジ ウ ム	総 合 制 学 校	職 業 教 育 の 学 校	特 殊 学 校	合 計																								
									SL	E	S	SL	E	S	SL	E	S															
N	36	68	141	36	70	176	95	37	68	188	97	39	69	229	102	40	67	222	74	38	75	98	98	36	68	144	51	262	485	1198	517	
1. 学校会費は学校の決定をよく見えるようにしている	a)	64	45	68	61	37	74	61	65	31	58	51	54	29	50	29	60	38	61	34	32	21	67	33	60	33	71	55	56	33	63	43
	b)	17	31	25	17	30	24	26	22	45	32	32	26	33	34	35	33	32	29	49	47	47	21	33	26	28	16	27	21	35	27	34
	c)	19	24	7	22	33	2	13	13	24	10	16	20	38	16	36	7	30	10	17	21	33	12	34	14	39	13	18	17	32	10	23
2. 教員、父母、生徒は彼らの観点から学校の決定に対して影響を行使することができるので学校会費によって学校の決定はより適切に行われる	a)	53	40	64	58	47	75	71	49	42	70	61	45	41	53	47	43	42	64	38	21	19	67	40	61	46	75	57	47	39	66	55
	b)	28	34	27	19	24	19	22	30	26	21	24	26	25	34	29	50	29	29	26	45	31	16	29	22	16	14	34	32	26	24	27
	c)	19	26	9	23	29	6	7	21	32	9	15	29	34	13	24	7	29	7	16	34	50	17	31	17	38	11	9	21	35	10	18
3. 学校会費はそれ自身クラブであり、学校会費の構成ではない。教員、父母、生徒はそこで起こることを知らない	a)	3	18	19	6	12	24	32	5	9	31	32	13	31	29	50	5	36	23	36	16	32	30	29	3	20	21	17	7	23	25	38
	b)	19	28	29	11	36	24	11	32	36	24	26	28	21	28	31	18	21	28	24	21	27	32	31	25	18	21	20	22	27	26	26
	c)	78	54	52	83	52	52	57	63	55	45	42	59	48	43	19	77	43	49	40	63	41	38	40	72	62	58	63	71	50	49	36
4. 学校会費の構成は彼らによって代表される集団の意見についてあまりにも気がかけすぎ	a)	9	9	9	6	9	15	15	5	9	15	13	8	10	13	16	0	11	13	18	21	17	13	15	6	6	20	18	8	10	14	16
	b)	3	21	19	17	23	26	23	0	19	28	24	13	13	24	40	21	28	17	14	21	23	31	33	8	26	18	31	12	22	23	23
	c)	88	70	72	77	68	59	62	95	72	57	69	79	77	63	44	79	61	70	68	58	60	56	52	86	68	62	51	80	68	63	56
M=構成員、NM=非構成員	M	NM	M	M	NM	M	NM	M	NM	M	NM	M	NM	M	NM	M	NM	M	NM	M	NM	M	NM	M	NM	M	NM	M	NM	M	NM	
N	88	53	103	73	98	90	118	110	122	100	72	25	66	78	667	529																
3. a)学校会費はそれ自身クラブであり、学校会費の構成ではない。教員、父母、生徒はそこで起こることを知らない	a)	15	26	21	28	19	46	23	36	17	31	32	22	11	29	20	33															
	b)	29	28	25	23	29	18	31	25	30	25	37	17	21	22	29	23															
	c)	56	46	54	49	52	36	46	38	53	44	31	61	68	49	51	44															
4. a)学校会費の構成は彼らによって代表される集団の意見についてあまりにも気がかけすぎ	a)	8	9	12	22	9	22	8	19	8	20	10	23	13	27	10	21															
	b)	19	21	22	33	24	33	22	25	16	19	32	23	16	21	21	25															
	c)	73	70	66	45	67	45	70	56	76	61	58	54	71	52	69	54															

SL=校長 E=父母 L=教員 S=生徒	基礎学校 S L E	基幹学校 S L E S	実科学校 S L E S	ゲームプログラム S L E S	総合制学校 S L E S	職業教育の学校 S L E S	特殊学校 S L E S	合計 S L E S	N	1. 教員 父母 生徒の 共同の議論によって、共 同の責任感とパートナー シップの協力が強まる			2. 教員が彼らの情報上 の優位さに基づいて自分 たちの意見を貫徹する			3. 学校会議の会数に十 分に関心をし、自分自 身の意見を形成するうえ で、審議資料をしばしば 十分でない			
										a)	b)	c)	a)	b)	c)	a)	b)	c)	
	36 68 88	36 70 103 61	37 68 98 65	39 69 118 83	40 67 122 63	38 75 72 79	36 68 66 23	262 485 667 324		a)	70 55 85	67 59 80 67	70 55 74 45	49 45 60 25	63 41 66 48	58 33 68 28	72 54 84 86	64 49 73 43	
										b)	25 34 9	22 20 14 16	16 25 18 25	28 26 25 27	33 35 25 30	18 25 20 30	14 21 11 9	22 27 18 25	
										c)	5 11 6	11 21 6 17	14 20 8 30	23 29 15 48	4 24 9 22	24 42 12 42	14 25 5 5	14 24 9 32	
										a)	28 32 28	20 45 39 44	32 27 40 34	23 30 34 40	30 47 48 35	24 55 48 47	39 39 41 36	28 40 39 40	
										b)	39 28 34	33 32 28 29	30 34 31 45	36 28 29 30	47 26 27 24	24 19 32 32	25 27 25 9	34 28 29 31	
										c)	33 40 38	47 23 34 27	38 39 29 21	41 42 37 30	23 27 25 41	32 26 20 21	36 34 34 55	38 32 32 29	
										a)	3 8 21	3 6 23 36	3 8 35 38	6 14 26 46	0 8 28 38	8 13 32 52	6 9 19 32	4 10 27 42	
										b)	0 11 24	14 19 22 36	16 19 25 21	11 15 20 21	20 18 23 18	8 23 26 20	9 25 19 16	11 18 23 23	
										c)	97 81 55	83 75 55 28	81 73 40 41	83 71 54 33	80 74 47 54	84 64 42 28	85 66 62 52	85 72 50 35	

(%) (その2) 各校の意見の相違



### 3. 授業の問題における父母と生徒の関与

最後に、専門的な問題に対して父母や教員がどのように評価しているかについて見ることにする。ここでは、

1. 専門の問題に関しては専門家のみが話し合うべきであり、支出が父母や生徒にとって必要な情報の獲得とは釣り合わない、
  2. 支出は父母や生徒のために達成された情報利益とは釣り合わない、
- という問いが、校長、教員、父母、生徒の全員に対して、また、
3. 学級における将来の授業活動について教員によって情報を与えられている、
  4. 与えられた情報を理解するのが難しいので使いこなせない、
  5. 与えられた情報が乏しすぎるので使いこなせない、
- という問いが父母と生徒に対して、さらに、
6. 父母や生徒との議論から授業活動のための利益を引き出すことができる、
  7. 父母や生徒は専門の問題における継続的な協力にはほんのわずかの興味しか持っていない、
- という問いが校長と教員に対してそれぞれなされた。そして、それぞれの回答には、
- a) 「ひじょうに、および相当あてはまる」
  - b) 「いくぶんあてはまる」
  - c) 「あまり、および全くあてはまらない」

という3つの選択肢が用意された。その結果は表4<sup>(10)</sup>に示すとおりである。

まず、「1. 専門の問題に関しては専門家のみが話し合うべきであり、支出が父母や生徒にとって必要な情報の獲得とは釣り合わない」という意見に対して、平均して約3分の2の父母が、a) 「ひじょうに、および相当あてはまる」および、b) 「いくぶんあてはまる」に属している。これによって、父母は専門的な問題については教員にまかせており、父母は口をさしはさむ必要はないと考えていることがわかる。また、校長および職員は、この意見に対して、平均して4分の3が、a) 「ひじょうに、および相当あてはまる」および、b) 「いくぶんあてはまる」に属している。

ただし、次の「2. 支出は父母や生徒のために達成された情報利益とは釣り合わない」において、平均して6割の父母が意見を否定しているということによって、父母は「教科別教員会議」で情報を得ることについて、その重要性を認めているということがわかる。一方、教員においては4分の3が、a) 「ひじょうに、および相当あてはまる」および、b) 「いくぶんあてはまる」に属しており、父母の要求とは食い違っていることが明らかとなっている。

続いて、「3. 学級における将来の授業活動について教員によって情報を与えられている」においては平均して8割以上の父母が、a) 「ひじょうに、および相当あてはまる」および、b) 「いくぶんあてはまる」に属しており、「教科別教員会議」での情報状態に対してはかなり満足していることがうかがえる。

また、「4. 与えられた情報を理解するのが難しいので使いこなせない」および「5. 与えられ

た情報が乏しすぎるので使いこなせない」においてはともに、c)「あまり、および全くあてはまらない」に属する父母が約4分の3を占めており、父母は適切な情報が与えられていると評価していることがわかる。

一方、校長も教員も、「6. 父母や生徒との議論から授業活動のための利益を引き出すことができる」においてそれぞれ、ほぼ9割が、a)「ひじょうに、および相当あてはまる」および、b)「いくぶんあてはまる」に属しており、情報を与える立場にあるときとは、逆に父母や生徒から情報を得ることに対して、高く評価していることがわかる。

また、「7. 父母や生徒は専門の問題における継続的な協力にはほんのわずかの興味しか持っていない」において、校長も教員もその8割以上が、a)「ひじょうに、および相当あてはまる」および、b)「いくぶんあてはまる」に属していることから、校長や教員が父母や生徒に情報を与えるときに示した評価の低さが説明づけられる。つまり、校長や教員は、父母や生徒の関心があまり高くはないと捉えているために、父母や生徒から情報を得るという点には意義を認めているが、情報を与えるという点ではあまり意義を見出していないのである。



## おわりに

以上、いくつかの具体的なデータを示したが、本報告書ではこの他にも各参加組織に対する関係者の評価が詳細にまとめられている。ノルトライン・ヴェストファーレン州全域において7つの学校形態にわたり、学校生活の直接の関係者としての合計 3000 人近くにも及ぶ父母、教員、生徒に対して、アンケートが行われたということ裏には、教育改革の具体的な施策の一つが父母、教員、生徒などの関係者にどのように受け止められ、それに基づいて「学校参加法」がどのような方向をとるべきなのかを見極めていこうとするノルトライン・ヴェストファーレン州文部省の意欲がうかがえる。

したがって、今後、本報告書および前回紹介した報告書における実態分析に基づいて、「学校参加法」がどのような方向に向かっていくかに注目していきたい。

## 注

(1)Schulmitwirkung und Schulorganisation in Nordrhein-Westfalen, Luchterhand. の中の, Strukturbild des Schulmitwirkungsgesetzes を参考に筆者が作成した。

(2)Der Kultusminister des Landes Nordrhein-Westfalen, Schulmitwirkung auf dem Prüfstand  
——Auswertung einer Umfrage unter Eltern, Lehrern und Schülern, 1983, S. 1

(3)ibid, S. 2

(4)ibid, S. 6-7

(5)ibid, S. 12-14

(6)ibid, S. 18-20

(7)報告書のTabelle 5 より作成。

(8)報告書のTabelle 11より作成。

(9)報告書のTabelle 12より作成。

(10)報告書のTabelle 16より作成。